

令和5年度山北のお峰入りユネスコ無形文化遺産登録記念公演PR動画制作業務委託に係るプロポーザル実施要項

1. 業務の目的

「山北のお峰入りユネスコ無形文化遺産登録記念公演」（以下「記念公演」という。）を開催するにあたり、集客並びに山北のお峰入りの魅力や情報を効果的に発信していくためのPR動画を制作することを目的に、専門知識と経験を有する民間事業者に業務を委託するために、受注候補者の募集及び選定を行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

令和5年度山北のお峰入りユネスコ無形文化遺産登録記念公演PR動画制作業務委託

(2) 業務内容

詳細は、別紙令和5年度山北のお峰入りユネスコ無形文化遺産登録記念公演PR動画制作業務委託仕様書のとおりとする。

3. 契約期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

4. 参加資格

本件プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たし、参加表明書（様式第1号）を項番6（1）に定める期日までに提出した者とする。

- (1) 山北町契約規則（昭和41年山北町規則第2号）第4条の名簿に登録されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない法人でないこと。
- (3) 山北町暴力団排除条例（平成23年山北町条例第1号）第2条第2号から第5号までに該当していないこと。
- (4) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (5) 同種業務を、過去5年間に受注し、かつ履行した（履行中である場合も含む。）実績を有し、さらに、同種業務の経験を有する者が担当者として参画すること。

5. 業務委託費

総額990,000円以内とする。なお、当該金額は本業務を履行するうえでの概算経費を示すものであり、実際の契約金額は受注候補者と協議のうえ決定する。

6. 日程及び期日

(1) 必要書類の受付、選定等は次の日程により実施する。

【参加表明書の提出】

令和5年5月24日（水）から5月31日（水）まで

【質問の受付】

令和5年5月24日（水）から5月29日（月）まで

【質問の回答】

随時（最終日は令和5年6月1日（木）とする。）

【企画提案書等の提出】

令和5年6月5日（月）から6月9日（金）まで

【選定委員会】

令和5年6月中旬（予定）

【選定結果の公表】

令和5年6月中旬（予定）

【契約の締結】

令和5年6月下旬（予定）

7. 提出書類・場所・方法等

評価に必要な書類は、山北町の令和5年度一般競争（指名競争）参加資格名簿に登録されていることを前提として、次の各号に掲げるものとする。

(1) 提出書類

①参加表明書（様式第1号） 1部

②提案者概要書（様式第2号） 1部

- ・提案者の概要、事業内容がわかるように記載すること。
- ・企業パンフレット等があれば別添として差支えない。

③企画提案書（任意様式） 正本1部 副本7部

以下の内容を記載すること。

- ・本事業に対する総合的な考え方
- ・山北のお峰入りに対する理解とその活用に向けた考え方
- ・動画制作内容の意図を明確に示すとともに、絵コンテ等にて内容が分かるものとする。
- ・事業実施スケジュール
- ・映像の活用方法
- ・その他特記事項（事業実施にあたっての工夫等）

④見積書（様式第3号） 1部

- ・代表者印の押印があるものとする。
- ・本事業に必要な経費項目等がわかる内訳を記載し、税込み額も明示すること。
- ・項番5に示す金額を超えたものは、価格評価点をゼロとする。

⑤過去5年間の類似実績一覧（任意様式）

⑥その他

- ・映像を活用した提案をする場合は、データを保存したU S B等を提案書に添付すること。

(2) 提出場所

〒258-0195 神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4
山北町教育委員会 生涯学習課 生涯学習スポーツ班

(3) 提出方法

郵送又は持参

8. 質問

本件プロポーザルに係る質問については、次により受付を行う。

なお、受付した質問とそれに対する回答はすべての参加者に電子メールにより同報する。

(1) 受付方法

電子メールにより行うこと。

(2) 件名

「【プロポ質問・参加者名】山北のお峰入り」とすること。

(3) 送付先

gakusyu@town.yamakita.kanagawa.jp

9. 選定結果の通知

選定結果については、電子メールによりすべての参加者に通知する。

10. 選定方法

(1) 選定方法

本プロポーザルに係る「令和5年度山北のお峰入りユネスコ無形文化遺産登録記念公演PR動画制作業務委託選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置して行う。

選定委員会は、別表の選定基準の各項目に基づいて参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングによる選定を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち、書類選考を行う場合がある。選定に当たっては、合計点の最高得点者を受注候補者とする。

(特記事項)

- ・最高得点者が同点の場合は、選定委員の投票により決定する。
- ・最高得点者が辞退又は失格となった場合は、次点者を受注候補者とする。
- ・合計点が6割を超えない場合は、失格とする。
- ・参加表明書（様式第1号）の提出があったにもかかわらず、評価に必要な書類の提出が期日までになかった者は、評価対象から除外する。

(2) 評価基準

評価基準及び評価点数割合は以下のとおりとする。

評価の目安	評価	点数化の方法
提案内容が優れている。	A	配点×100%
提案内容に優れている点がある。	B	配点×80%
提案内容が標準的である。	C	配点×60%
提案内容に劣っている（実現性が低い）点がある。	D	配点×40%
提案内容が劣っている（実現性が低い）。	E	配点×20%
未記入・様式の未提出（当該項目のみ）	F	配点×0%

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- ①実施日は6月中旬を予定日とし、確定後の実施日、場所等については、別途電子メールで通知する。
- ②選定の公正公平を期すため、参加者が特定できるような発言等をしないこと
- ③参加者の出席は3人以内とし、本業務に従事する主たる担当者は必ず出席すること。
- ④プレゼンテーション及びヒアリングを実施する順番は参加表明書の提出順とし、プレゼンテーションを概ね15分以内、ヒアリングを10分以内とする。
- ⑤ディスプレイ（又はプロジェクター・スクリーン）及び電源は事務局で用意する。その他、必要なPC機器等は各参加者で用意すること。なお、ディスプレイの規格等については別途電子メールで通知する。

11. 選定委員会委員

選定委員は、次の者により構成する。

- (1) 山北町教育委員会生涯学習課長
- (2) 山北町役場職員3名
- (3) ユネスコ無形文化遺産「山北のお峰入り」連絡協議会会員1名
- (4) お峯入り保存会又は演者

12. 著作権等の取扱

- (1) 本事業の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び28条に定められた権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 第三者が権利を有する著作権（写真、音楽等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (3) 発注者が所有する資料（写真等）を使用する場合には、協議の上、調達可能なものについては発注者が提供する。
- (4) 本使用に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら発注者の責任に帰す場合を除き、受注候補者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

13. 共通事項

- (1) 選定委員会は、非公開で行う。
- (2) 参加者が選定委員に接触することは、直接、間接を問わず禁じる。接触があった場合には、当該参加者は評価対象から除外または失格とする場合がある。
- (3) 提案書等、すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出期日を過ぎてからの書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 本件プロポーザルの実施は、必ずしも受注候補者との契約締結を担保するものではない。
- (6) 参加表明書その他の書類の提出により参加の要件を備える者が1者であっても、本件プロポーザルの実施は成立し、選定委員会を行ったうえで選定の可否を決定する。
- (7) 提出された書類は、山北町情報公開条例（平成13年山北町条例第19号）に基づく公開請求があったときは、公にすることにより事業者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、公開することがある。
- (8) 町は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料は無償とする。
- (9) 参加者は、本件プロポーザルの実施にあたり、知り得た情報を町の許可なく第三者に漏らしてはいけない。
- (10) 提出書類の内容に虚偽が発覚した場合は、書類の一切を無効とし、参加者を失格とする。
- (11) 書類の作成等、本件プロポーザルの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (12) 選定結果については、通知及び町ホームページ上で公表する。
- (13) 選定に関する理由、結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

14. 事務局

〒258-0195

神奈川県足柄上郡山北町山北 1301 番地 4

山北町教育委員会 生涯学習課 生涯学習スポーツ班

電話 0465-75-3649

ファクシミリ 0465-75-3661

電子メール gakusyu@town.yamakita.kanagawa.jp

選定基準

評価事項		評価基準	評価 (A~F)	配点
基礎項目	業務実績	関連業務に係る業務実績及び本業務に必要な知見、専門知識を有しているか。	() 点	10
	見積価格	見積もりの内容は、仕様書に基づく各業務に係る経費の内訳が明確に示されており妥当な金額か。	() 点	10
実務項目	業務への取組姿勢	業務に対する取り組み姿勢が積極的であるか。	() 点	10
	業務理解	業務の目的を十分理解し、事業の目的に沿った基本的な考え方が提案されているか。	() 点	20
	実施体制	仕様書に定められた業務を迅速かつ的確に実施することができる体制か。	() 点	10
		業務全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向け妥当であるか。	() 点	10
	企画提案	山北のお峰入りの魅力を的確に表現し発信する提案がなされているか。	() 点	15
		訴求力の高い内容にするための工夫や、多くの視聴者の興味・関心を惹きつける内容か。	() 点	15
		仕様書の内容に基づく業務のほか、独自性のある、創意工夫がされた企画提案内容となっているか。	() 点	15
		プレゼンテーションが分かりやすく、提案内容に説得力があるか	() 点	5
合 計				120